

公募要領の主な変更点

<一般型 通常枠>

第20回公募

2026年5月

変更点の概要

1. 基本要件

2. 賃上げ要件・各種加点

3. 対象経費について

変更点の概要

1. 基本要件

(1) 第三者からのアドバイス

(2) 再申請の要件

(3) 補助事業計画の具体化

2. 賃上げ要件・各種加点

3. 対象経費について

変更点:基本要件 (1)第三者からのアドバイス

第20回 公募要領p.1

注意事項

- 応募申請手続きの前に必ずご一読ください。本補助金は、審査があり、**不採択**になる場合があります。
- 審査の結果次第では、申請している補助金申請額から**減額または全額対象外**となる場合もあります。
- 補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は**後払い**です。
- 本補助金事業は、小規模事業者が自ら自社の経営を見つめ直し、経営計画を策定した上で行う販路開拓の取組を支援するものです。このため、事業者**自らが検討しているような記載が見られない**場合や、**自らが検討していなかったことが発覚**した場合、**評価に関わらず不採択・交付決定取消**となります。
- 事業計画の検討に際して第三者の支援を受ける場合には、提供するサービスの内容と乖離した「高額なアドバイス料金」を請求される業者等にご注意ください。
- 第三者の支援(支援料金の支払いの有無に関わらず)を受けているにも関わらず、確認事項入力(様式2)「商工会・商工会議所を除く第三者からのアドバイスの有無」の項目でその相手方および支援に係る金額(着手金、成功報酬その他名目のいかなを問わず)の記載がない場合には、**虚偽の報告として不採択・交付決定取消**となります。また、不当な支援料の請求を防止する観点から、第三者支援者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合がございます。

第19回 公募要領p.1

注意事項

応募申請手続きの前に必ずご一読ください。

- 本補助金は、審査があり、**不採択**になる場合があります。
- 審査の結果次第では、申請している補助金申請額から**減額または全額対象外**となる場合もあります。
- 補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は**後払い**です。
- 本補助金事業は、小規模事業者が自ら自社の経営を見つめ直し、経営計画を策定した上で行う販路開拓の取組を支援するものです。このため、事業者**自らが検討しているような記載が見られない**場合や、**自らが検討していなかったことが発覚**した場合、**評価に関わらず不採択・交付決定取消**となります。
- 事業計画の検討に際して第三者の支援を受ける場合には、提供するサービスの内容と乖離した「高額なアドバイス料金」を請求される業者等にご注意ください。
- 第三者の支援(支援料金の支払いの有無に関わらず)を受けているにも関わらず、確認事項入力(様式2)「商工会・商工会議所を除く第三者からのアドバイスの有無」の項目でその相手方と金額の記載がない場合には、**虚偽の報告として不採択・交付決定取消**となります。また、不当な支援料の請求を防止する観点から、支援実施者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合がございます。

着手金、成功報酬その他名目のいかなを問わず

変更点:基本要件 (2)再申請の要件

第20回 公募要領p. 5~6

3. 補助対象外となる事業者

下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。

(1)下記 4 つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）

①「小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>」

※第 1 回~第 16 回「小規模事業者持続化補助金<一般型>」を含む。

②「小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」

③「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」

④「小規模事業者持続化補助金<創業型>」

※申請する公募回の申請受付締切までに、補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。

※過去に上記①②③④の公募回に採択され補助事業を実施した事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間が経過し、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出を完了後、さらに1年が経過してから再度の申請が可能です。

※本補助金を申請するにあたっては、必ず過去に上記 4 つの事業において採択・補助金の交付を受けたのち、様式第 14 を提出しているかを確認してください。代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。

※過去に上記①②③④の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書(様式第 8)の写しの提出を求めることがあります。

第19回 公募要領p. 5~6

3. 補助対象外となる事業者

下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。

(1)下記 4 つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）

①「小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>」

※第 1 回~第 16 回「小規模事業者持続化補助金<一般型>」を含む。

②「小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」

③「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」

④「小規模事業者持続化補助金<創業型>」

※本補助金の申請までに補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。

※①「小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>」において、過去の公募回に採択され補助事業を実施した事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から 1 年間が経過し、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出を完了している場合に、申請が可能です。

※本補助金を申請するにあたっては、必ず過去に上記 4 つの事業において採択・補助金の交付を受けたのち、様式第 14 を提出しているかを確認してください。代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。

※過去に上記①②③④の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書(様式第 8)の写しの提出を求めることがあります。

変更点:基本要件 (3)補助事業計画の具体化

第20回 公募要領p. 7、33

(4)事業効果および賃金引上げ等状況報告書提出時の売上高・売上総利益が補助事業終了時と比較し増加することが見込める事業であること

申請時には、客観的なデータを用いた市場や顧客ニーズの分析、営業方針、新規取引や値上げの見込みなどの根拠や説明とともに、取り組む補助事業における定量的な成果(売上高・売上総利益の増加)を補助事業計画(様式 2)に記載していただく必要があります。

II.計画審査

経営計画・補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

①自社の経営状況分析の妥当性

○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

②経営方針・目標と今後のプランの適切性

○経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みや弱みを踏まえており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

○経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圏)や顧客のニーズを捉えたものとなっており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

③補助事業計画の有効性

○補助事業計画の効果は客観的事実に基づいて目標の設定がされており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

○補助事業計画は具体的かつ客観的事実に基づいており、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。また、販路開拓を通じて売上高・売上総利益の増加を目指すものとして、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。

○補助事業計画には、技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有しており、客観的事実に基づいた売上高・売上総利益の増加を見込める取組となっているか。

○補助事業計画には、デジタル技術を有効的に活用する取組が見られるか。

○補助事業により取得した資産について、補助事業終了後も継続して使用し事業展開に役立てることが明確になっているか。

第19回 公募要領p. 6、32

売上高・売上総利益に関する記載なし

II.計画審査

経営計画・補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

①自社の経営状況分析の妥当性

○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

②経営方針・目標と今後のプランの適切性

○経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みや弱みを踏まえているか。

○経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圏)や顧客ニーズを捉えたものとなっているか。

③補助事業計画の有効性

○補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。

○販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。

○補助事業計画には、技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する取組等が見られるか。

○補助事業計画には、デジタル技術を有効的に活用する取組が見られるか。

変更点の概要

1. 基本要件

2. 賃上げ要件・各種加点

(1) 賃金引上げ特例

(2) 賃金引上げ加点

(3) 地域別最低賃金引上げ加点

(4) 健康経営優良法人加点

3. 対象経費について

変更点:賃上げ要件・各種加点 (1)賃金引上げ特例

第20回 公募要領p. 9

(3)賃金引上げ特例の適用要件について

概要	<p>最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、2027年4月1日から補助事業実施期限日(2028年3月31日(金))までの期間と前年同月の12ヶ月を比べ、従業員(非常勤を含む。代表者、役員及び専従者は含めない。以下同じ。)1人あたり給与支給総額が年平均3.0%以上増加した事業者に対して支援します。</p>
	<p>加えて、賃金引上げ特例に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引上げに加えて、補助率が2/3から3/4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乗せ部分も含む)と共に、赤字賃上げ加点が適用されるため、優先採択を実施します。</p>
	<p>補助事業終了予定日は補助事業実施期限日(2028年3月31日(金))に設定してください。</p>

第19回 公募要領p. 9

(3)賃金引上げ特例の適用要件について

概要	<p>最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者に対して支援します。</p> <p>加えて、賃金引上げ特例に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引上げに加えて、補助率が2/3から3/4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乗せ部分も含む)と共に、赤字賃上げ加点が適用されるため、優先採択を実施します。</p>
	<p>補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時の事業場内最低賃金より+50円以上であること。</p>

賃金引上げ特例の適用要件は、

2027年4月1日から**補助事業実施期限日(2028年3月31日(金))**までの期間と**前年同月の12か月**を比べ、**従業員1人あたり給与支給総額が年平均3.0%以上増加**した事業者に対して支援、に変更。

変更点:賃上げ要件・各種加点 (2)賃金引上げ加点

第20回 公募要領p. 35

① 賃金引上げ加点

最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、2027年4月1日から補助事業実施期限日(2028年3月31日(金))までの期間と前年同月の12ヶ月を比べ、従業員(非常勤を含む。代表者、役員及び専従者は含めない。以下同じ。)1人あたり給与支給総額が年平均2.0%以上増加した事業者に対し、採択審査時に政策的観点から加点(=賃金引上げ加点)を行います。

補助事業終了予定日は補助事業実施期限日(2028年3月31日(金))に設定してください。

第19回 公募要領p. 34

① 賃金引上げ加点

最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=賃金引上げ加点)を行います。

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時より+30円以上であること。**本要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金は交付されません。**

賃金引上げ加点の適用要件は、

2027年4月1日から補助事業実施期限日(**2028年3月31日(金)**)までの期間と**前年同月の12か月**を比べ、**従業員1人あたり給与支給総額が年平均2.0%以上増加**した事業者に対して支援、に変更。

変更点:賃上げ要件・各種加点 (3)地域別最低賃金引上げ加点

第20回 公募要領p. 40

①地域別最低賃金引上げ加点

すでに実施された地域別最低賃金の改定において、直近からひとつ前の改定以降直近の改定までの期間で、直近の改定での地域別最低賃金額以下で雇用していた従業員(連続した3か月以上)がいる事業者に対して、政策的観点から加点(地域別最低賃金引上げ加点)を行います。

※直近の改定の際、改定前から事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金以上となっていた場合は、本加点の対象外です。

【対象期間(連続した3か月)の考え方 例】

- 所在する地域が申請受付開始日時時点で当年の最低賃金改定済の場合
前年の最低賃金改定後から当年の改定前までの期間のうち、連続する3か月
- 所在する地域が申請受付開始日時時点で当年の最低賃金未改定の場合
前々年の最低賃金改定後から前年の改定前までの期間のうち、連続する3か月

【例】 直近からひとつ前の改定
2025/10

すでに実施された直近の改定
2026/10

1000円 **この期間に1100円以下で雇用されていた従業員
(連続した3か月以上) がいる場合に加点** 1100円

第20回 公募要領p. 35

⑤ 健康経営優良法人加点

健康経営に関し、特に優良な取組を実践しているとして「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=健康経営優良法人加点)※を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「5. 健康経営優良法人加点」を選択。

※本加点は、G ビズ ID に登録された情報と「健康経営優良法人」の認定情報を基に自動判定します。G ビズ ID の登録情報に不備や未連携がある場合でも、個別対応は行いませんので、申請前に登録内容をご確認ください。

変更点の概要

1. 基本要件

2. 賃上げ要件・各種加点

3. 対象経費について

(1) 広報費

(2) ウェブサイト関連費

(3) 新商品開発費

(4) 委託・外注費

(5) 相見積の要件

(6) 取得した財産の管理について

変更点:対象経費について (1)広報費

第20回 公募要領p. 13

②広報費

パンフレット・ポスター・チラシ・インターネット広告・SNS 広告等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

○広報費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。

○当経費の補助金交付申請額の上限は 30 万円(税込)です。

○補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。(例えば、販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句および事業者名等が付記されていないもの)

第19回 公募要領p. 12

②広報費

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

○補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。(例えば、販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句が付記されていないもの)

●申請要件の変更・上限金額の設定

⇒ **単独申請不可、上限30万円**

	対象経費		交付額
【例1】	45万円	⇒	30万円
【例2】	100万円	⇒	30万円

●対象経費の変更

⇒インターネット広告・SNS広告が広報費の対象へ

変更点:対象経費について (1)広報費

第20回 公募要領p.13~14

対象となる経費例
<ul style="list-style-type: none">・ チラシ・カタログの外注や発送・ 新聞・雑誌等への商品・サービスの広告・ 看板作成・設置・ 試供品(販売用商品と明確に異なるものである場合のみ)・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ)
<ul style="list-style-type: none">・ 郵送、インターネットを介したDMの発送・ インターネット広告、バナー広告の実施・ インターネットでのプレスリリース配信・ 電子パンフレット作成・ 商品・サービスの宣伝のための画像や動画作成・ SNS広告、運用代行費
<ul style="list-style-type: none">・ 街頭ビジョンやデジタルサイネージ広告への掲載

第19回 公募要領p.12~13

対象となる経費例
<ul style="list-style-type: none">・ チラシ・カタログの外注や発送・ 新聞・雑誌等への商品・サービスの広告・ 看板作成・設置・ 試供品(販売用商品と明確に異なるものである場合のみ)・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ)・ 郵送によるDMの発送・ 街頭ビジョンやデジタルサイネージ広告への掲載

変更点:対象経費について (2)ウェブサイト関連費

第20回 公募要領p. 14

③ウェブサイト関連費

販路開拓等を行うためのウェブサイトやEC サイト、システム(オフライン含む)等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費

- ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。
- 当経費の補助金交付申請額の上限は 30 万円(税込)です。

第19回 公募要領p. 13

③ウェブサイト関連費

販路開拓等を行うためのウェブサイトやEC サイト、システム(オフライン含む)等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費

- ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。
- ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4(最大 50 万円)が、当経費の申請額の上限です。

● 上限金額の変更
⇒ **上限30万円**

	対象経費		交付額
【例1】	45万円	⇒	30万円
【例2】	100万円	⇒	30万円

変更点:対象経費について (2)ウェブサイト関連費

第20回 公募要領p. 14~15

第19回 公募要領p. 13~14

対象となる経費例

- ・ オフライン含むシステム開発
- ・ 顧客管理システムの構築
- ・ アプリケーション開発
- ・ 業務効率化のためのソフトウェア
- ・ 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア (精度の高い図面提案のための設計用 3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等)※ただし POS ソフトは補助事業計画の「I. 補助事業の内容」の 3.業務効率化 (生産性向上)の取組内容に記載した場合に限る
- ・ 商品販売のためのウェブサイト作成や更新
- ・ 効果や作業内容が明確なウェブサイトの SEO 対策
- ・ 商品販売のためのウェブサイトに掲載する宣材写真の制作費用
- ・ ウェブサイトに掲載する商品・サービスを販売するための画像や動画作成費用

対象となる経費例

- ・ 商品販売のためのウェブサイト作成や更新
- ・ インターネットを介したDMの発送
- ・ インターネット広告、バナー広告の実施
- ・ インターネットでのプレスリリース配信
- ・ EC モールのシステム利用料、商品の登録作業費
- ・ 電子パンフレット作成
- ・ 効果や作業内容が明確なウェブサイトの SEO 対策
- ・ 商品・サービスの宣伝のための画像や販売のための動画作成
- ・ オフライン含むシステム開発
- ・ 顧客管理システムの構築
- ・ アプリケーション開発
- ・ 業務効率化のためのソフトウェア
- ・ SNS広告、運用代行費
- ・ 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア (精度の高い図面提案のための設計用 3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等)※ただし POS ソフトは 3.業務効率化 (生産性向上)の取組内容に記載した場合に限る

変更点:対象経費について (3)新商品開発費

第20回 公募要領p. 16

⑥新商品開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

- 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です(実際に使用したもののみが補助対象です)。
- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

○テストマーケティングや市場調査を行った結果を踏まえたもの、または、それらを伴うものが補助対象となります。実施したテストマーケティングまたは市場調査の内容及びその結果を、補助事業計画(様式2)に記載してください。なお、申請時点において当該テストマーケティングまたは市場調査が未実施の場合には、実績報告時に提出する実績報告書(様式第8)において、その内容および結果を記載してください。

申請時または実績報告時のいずれにおいても、当該内容および結果の記載が確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。

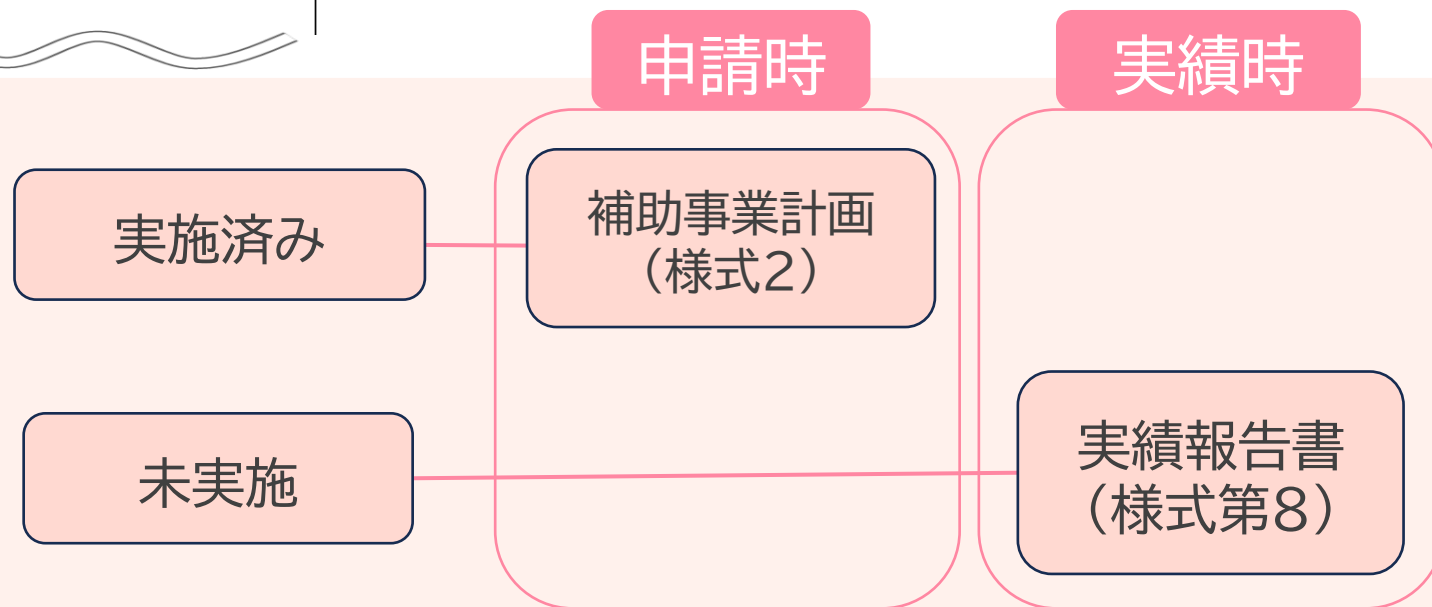
第19回 公募要領p. 15

⑥新商品開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

- 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です(実際に使用したもののみが補助対象です)。
- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

新商品開発費を計上するには、テストマーケティングまたは市場調査の実施が必要となりました。



変更点:対象経費について (4)委託・外注費

第20回 公募要領p.17~18

対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化に結びつかない工事(単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など)・ 「建物の増築・増床」や「小規模な建物(コンテナハウス等)の設置」など「不動産の取得」に係る費用(※)・ 顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)におけるスペース等の改装・ 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営におけるスペース等の改装・ テレフォンアポイントメント等、営業代行業務の委託に係る費用・ 「諸経費」などの委託・外注に係る内訳が不明な費用

第19回 公募要領p.16~17

対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化に結びつかない工事(単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など)・ 「建物の増築・増床」や「小規模な建物(コンテナハウス等)の設置」など「不動産の取得」に係る費用(※)・ 顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)におけるスペース等の改装・ 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営におけるスペース等の改装・ テレフォンアポイントメント業務の委託に係る費用・ 「諸経費」などの委託・外注に係る内訳が不明な費用

変更点:対象経費について (5)相見積の要件

第20回 公募要領p. 21~22

(9)発注先選定の相見積(2者以上からの見積)について

補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、発注総額(1件あたり)が 50万円超(税込) ※を要するものについては、2者以上から見積を取り、より安価な発注先(委託先)を選んでください。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を採択発表後交付決定までにご提出ください。なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積が必須となります。この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象外となります。

相見積は価格の妥当性を確認するために提出を求めるものです。公的な資金を活用しての事業であることも踏まえ、必ず補助事業者自身が別々の企業から取得するようにしてください。金額が市場価格から著しく乖離しているなど、社会通念上価格が妥当ではないと判断される経費につきましては補助対象外となります。

第19回 公募要領p. 21

(9)発注先選定の相見積(2者以上からの見積)について

補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、発注総額が 100万円超(税込)を要するものについては、2者以上から見積を取り、より安価な発注先(委託先)を選んでください。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を採択発表後交付決定までにご提出ください。なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積が必須となります。この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象外となります。

相見積は価格の妥当性を確認するために提出を求めるものです。公的な資金を活用しての事業であることも踏まえ、必ず補助事業者自身が別々の企業から取得するようにしてください。金額が市場価格から著しく乖離しているなど、社会通念上価格が妥当ではないと判断される経費につきましては補助対象外となります。

発注総額(1件あたり)50万円超(税込)に変更

変更点:対象経費について (6)取得した財産の管理について

第20回 公募要領p. 33

II.計画審査

経営計画・補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

①自社の経営状況分析の妥当性

○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

②経営方針・目標と今後のプランの適切性

○経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みや弱みを踏まえており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

○経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圈)や顧客のニーズを捉えたものとなっており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

③補助事業計画の有効性

○補助事業計画の効果は客観的事実に基づいて目標の設定がされており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

○補助事業計画は具体的かつ客観的事実に基づいており、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。また、販路開拓を通じて売上高・売上総利益の増加を目指すものとして、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。

○補助事業計画には、技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有しており、客観的事実に基づいた売上高・売上総利益の増加を見込める取組となっているか。

○補助事業計画には、デジタル技術を有効的に活用する取組が見られるか。

○補助事業により取得した資産について、補助事業終了後も継続して使用し事業展開に役立てることが明確になっているか。

変更点の概要

1. 基本要件

(1) 第三者からのアドバイス (2) 再申請の要件 (3) 補助事業計画の具体化

2. 賃上げ要件・各種加点

(1) 賃金引上げ特例 (2) 賃上げ加点 (3) 地域別最低賃金引上げ加点 (4) 健康経営優良法人加点

3. 対象経費について

(1) 広報費

(2) ウェブサイト関連費

(3) 新商品開発費

(4) 委託・外注費

(5) 相見積の要件

(6) 取得した財産の管理について